

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………二
- …(同)…二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三
- …(建設局河川部指導調整課)…三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………五
- …(同)…五
- 土砂災害警戒区域の指定……………五
- …(同)…五
- 告示(選)**
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………八
- 政治団体の解散の届出……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

公告

告示(公)

- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………九
- 教習指導員審査の実施……………一〇
- 優良映画等の推奨……………二
- …(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
- …(同)…三
- 特定非営利活動法人の認定……………四
- …(同)…四
- 開発行為に関する工事完了……………四
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…四
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………四
- …(東京都収用委員会)…四
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………七
- …(水道局)…七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………六
- …(同)…六
- 東京都告示第千八百二十二号**
- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

告示

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十一月二十五日	東久留米市下里三丁目八百一十番二十四の幅員一部	延長 六・二二

●東京都告示第千八百二十三号

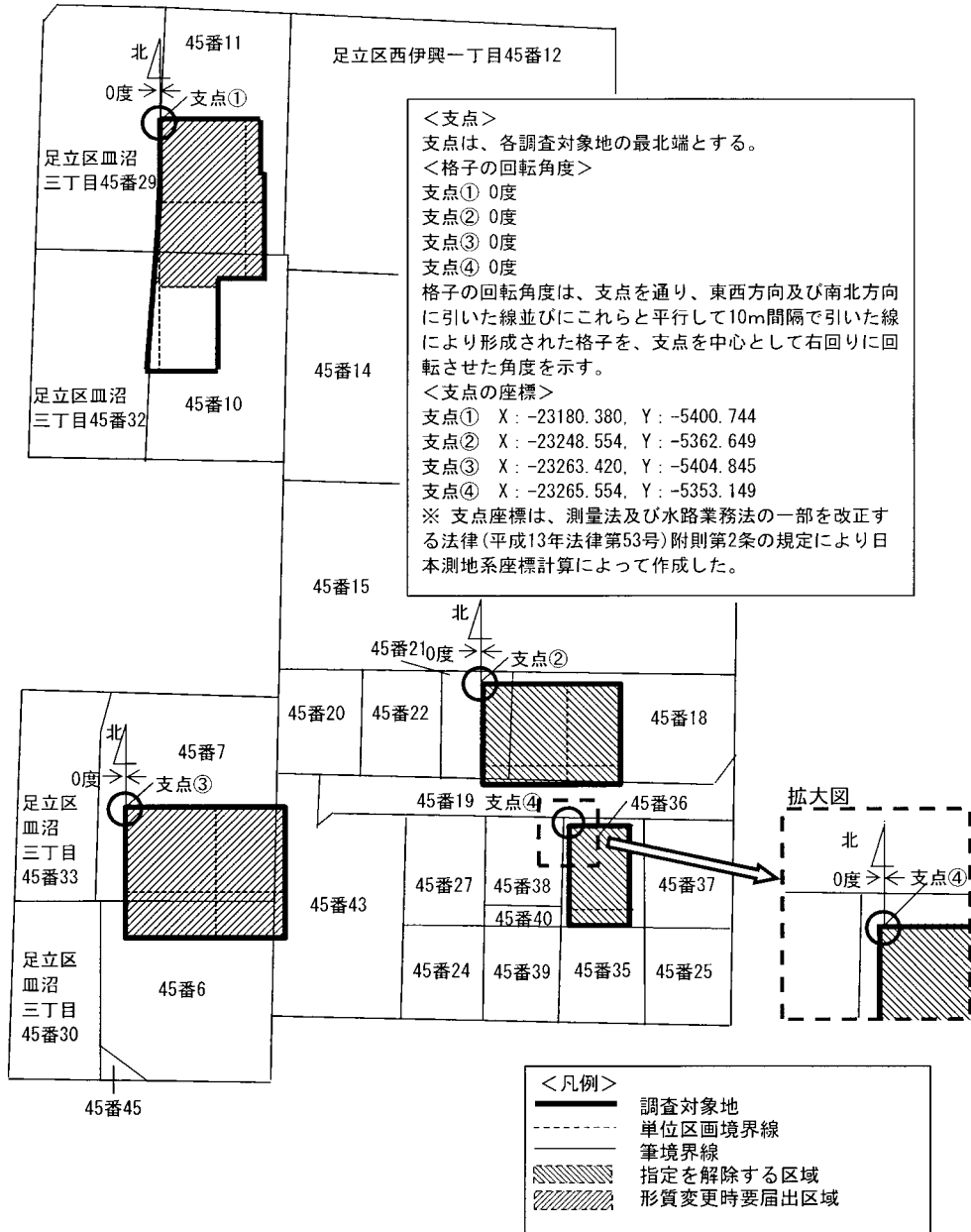
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百四十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図一のとおり(足立区西伊興一丁目地内の一部)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図1



●東京都告示第千八百二十四号

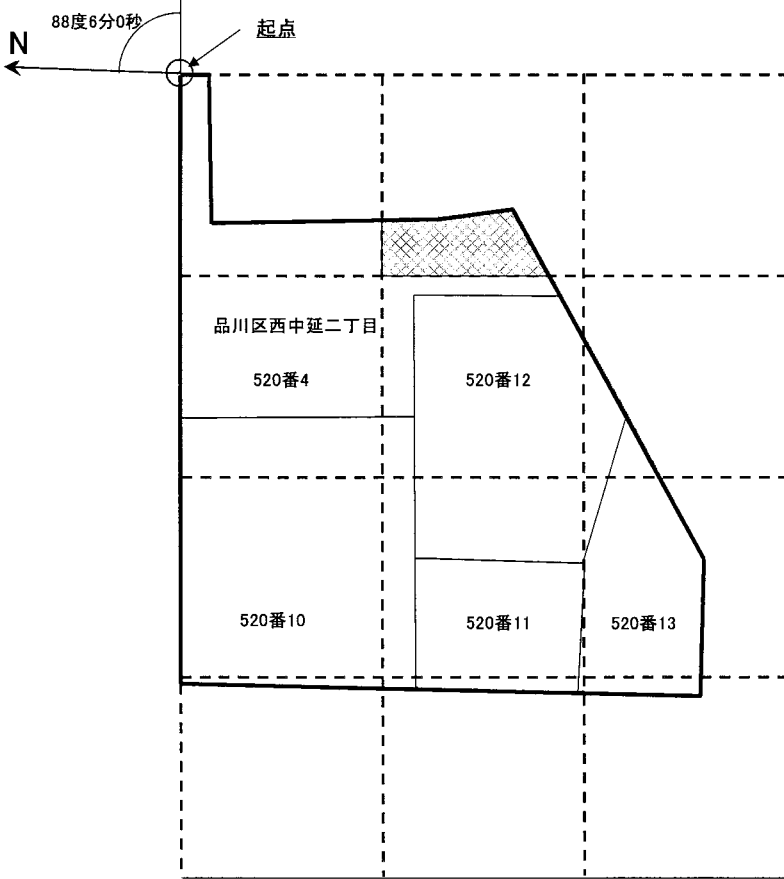
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第二百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西中延二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



起点
 起点は、品川区西中延二丁目520番4の最北端とする。

格子の回転角度 88度6分0秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
	指定を解除する区域
	敷地境界
	筆境界
	単位区画

●東京都告示第千八百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成四年東京都告示第三百三十七号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十七年十二月二十二日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都三宅支庁において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 区域の名称

三宅村夕景地区（2）

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱二十一号から標柱二十四号までを順次結んだ線及び平成四年東京都告示第三百三十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

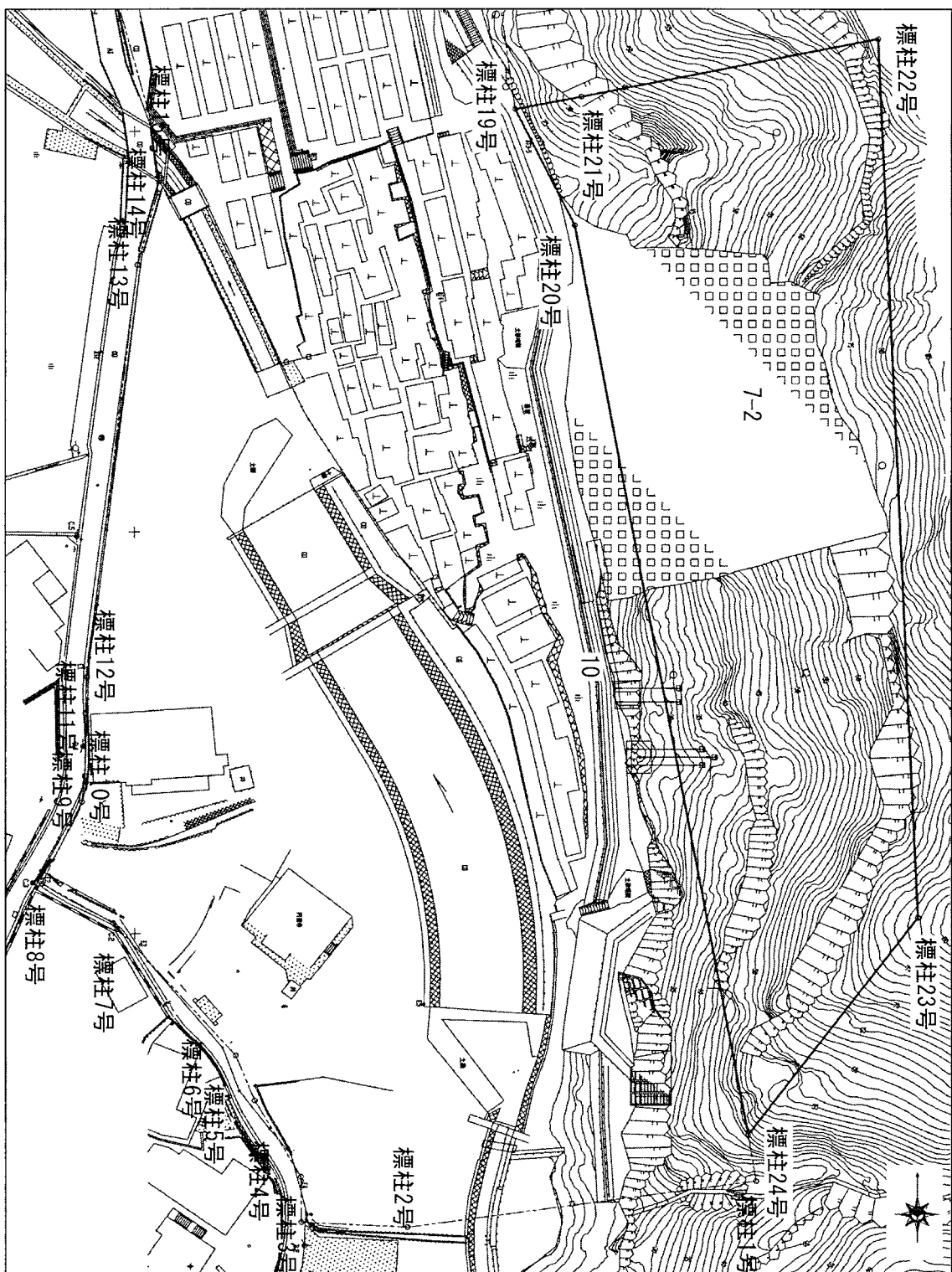
三宅島三宅村伊ヶ谷

七番二

二十一号及び二十二号

八番

二十三号及び二十四号



三宅島三宅村伊ヶ谷地内

急傾斜地崩壊危険区域

三宅村夕景地区(2)

別図

●東京都告示第千八百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十号により指定した土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舩添 要一

別表

1.土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市 戸吹町	201027-K061	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2.土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市 戸吹町	201027-K061	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千八百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舩添 要一

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	戸吹町	201027-K061	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい未来を創る会	村木 明美	小林 喜美	あきる野市菅生1456	H27. 8. 26
秋間そういち後援会	橋本 健司	秋間 富美子	あきる野市引田647	H27. 8. 3
あきる野市を元気にする会	石井 作市	影山 守彦	あきる野市平沢316	H27. 8. 21
維新塾	井之上 浩和	湯口 武史	板橋区高島平9-1-7	H27. 8. 12
岩渕美智子後援会	渡邊 伸吾	久保田 俊二	小金井市本町6-5-3	H27. 8. 27
英志会	水谷 昌弘	吉田 哲也	中央区日本橋箱崎町39-4	H27. 8. 24
活力ある青梅をつくる会	松田 修治	森山 淳	青梅市河辺町10-8-8	H27. 8. 5
栗原つよし後援会	栗原 剛	栗原 和美	あきる野市館谷171	H27. 8. 25
公認会計士による中川雅治後援会	黒田 克司	鈴木 昌治	三鷹市井の頭5-2-37	H27. 8. 5
小金井の未来を創る会	清水 勉	佐藤 剛	小金井市本町5-6-22	H27. 8. 20
女性市長で小金井を良くする会	渡邊 伸吾	久保田 俊二	小金井市本町6-5-3	H27. 8. 27
東京小児医療政策懇話会	神川 晃	埴 佳生	大田区本羽田1-6-22	H27. 8. 5
優しい市政をつくる市民の会	影山 保	木崎 秀治	あきる野市油平16-3	H27. 8. 27

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
次世代の党衆議院東京都第十二支部	田母神 俊雄	会計責任者の氏名	村岡 満	芳賀 幸雄	H27. 8. 31
自由民主党国分寺総支部	新海 栄一	代表者の氏名	新海 栄一	須崎 宏	H27. 8. 1
自由民主党東京都医療会支部	尾崎 治夫	代表者の氏名	尾崎 治夫	野中 博	H27. 7. 17
自由民主党東京都江戸川区第十六支部	八武崎 一郎	会計責任者の氏名	鈴木 喜士泳	富沢 毅	H27. 8. 11
自由民主党東京都品川区第二十四支部	沢田 洋和	主たる事務所の所在地	品川区大井5-28-5	品川区東品川1-28-11	H27. 7. 21
自由民主党東京都八王子市第十支部	岩田 祐樹	主たる事務所の所在地	八王子市上巻分方町326-10	八王子市大楽寺町406-3	H27. 7. 15
自由民主党東京都三鷹市第二支部	吉野 利明	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-44-4	三鷹市下連雀3-36-8	H27. 7. 27
自由民主党三鷹総支部	吉野 利明	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-44-4	三鷹市下連雀3-36-8	H27. 7. 27
民主党東京都第24区総支部	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	八王子市明神町4-14-6	八王子市横山町3-12	H27. 8. 1
		会計責任者の氏名	家藤 義人	田中 雄太	H27. 8. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
岩田ゆうき後援会	岩田 祐樹	主たる事務所の所在地	八王子市上巻分方町326-10	八王子市大楽寺町406-3	H27. 7. 15
		会計責任者の氏名	平野 実	岩田 順子	H27. 7. 15
榎本まさあき後援会	榎本 雅章	主たる事務所の所在地	港区白金台2-27-7	港区白金4-4-8	H27. 8. 15
小沢ゆう後援会	小沢 論由	主たる事務所の所在地	大田区多摩川2-7-22	杉並区成田東5-39-11	H27. 8. 20
木村ひかる後援会	木村 光	会計責任者の氏名	木村 光	高橋 幸徳	H27. 7. 1
沢田ひろかず後援会	沢田 洋和	主たる事務所の所在地	品川区大井5-28-5	品川区東品川1-28-11	H27. 7. 21
JM品川区議団	渡辺 裕一	主たる事務所の所在地	品川区戸越4-2-6	品川区南大井5-13-5	H27. 5. 26
		代表者の氏名	渡辺 裕一	伊藤 昌宏	H27. 5. 26
		会計責任者の氏名	渡部 茂	鈴木 真澄	H27. 5. 26
高村なおき後援会	高村 直樹	会計責任者の氏名	渡辺 茂樹	青木 彦一郎	H27. 8. 30
東京自治フォーラム	遠藤 幹夫	代表者の氏名	遠藤 幹夫	本橋 益男	H27. 7. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟	尾崎 治夫	代表者の氏名	尾崎 治夫	野中 博	H27. 7. 17
東京ビルメンテナンス政治連盟	佐藤 博	代表者の氏名	佐藤 博	佐々木 浩二	H27. 7. 28
		会計責任者の氏名	高安 敏夫	榎本 寛	H27. 7. 28
都議会自由民主党	宇田川 聡史	主たる事務所の所在地	江戸川区東葛西1-37-24	八王子市新町1-8	H27. 8. 1
		代表者の氏名	宇田川 聡史	相川 博	H27. 8. 1
		会計責任者の氏名	和泉 武彦	北久保 眞道	H27. 8. 1
中村けいこ後援会	中村 慶子	会計責任者の氏名	中村 慶子	中村 英樹	H27. 8. 1
平和と民主主義をともにつくる会・東京	土屋 典子	主たる事務所の所在地	足立区梅島1-31-13	足立区梅島1-21-9	H27. 8. 23
		会計責任者の氏名	田中 萌生	島 六三	H27. 8. 23
前川あきお後援会	前川 耀男	主たる事務所の所在地	練馬区光が丘3-3-3	練馬区豊玉北5-23-11	H27. 8. 31
やぶさき一郎後援会	八武崎 一郎	会計責任者の氏名	鈴木 喜士泳	富沢 毅	H27. 8. 11
吉野利明後援会	吉野 利明	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-44-4	三鷹市下連雀3-36-8	H27. 7. 27
東京都医師政治連盟荒川支部	土屋 譲	代表者の氏名	土屋 譲	富田 崇敏	H27. 5. 29
東京都宅建政治連盟渋谷支部	東 宣昭	主たる事務所の所在地	渋谷区渋谷1-14-8	渋谷区桜丘町16-13	H27. 8. 17

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
次世代の党大田区議会第一支部	須藤 英児	H27. 8. 18
自由民主党東京都大田区第三十六支部	竹越 利之	H27. 8. 31
自由民主党東京都品川区第二十九支部	貝塚 克実	H27. 8. 31
自由民主党東京都練馬区第二十八支部	長谷川 隆夫	H27. 8. 1

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
池田智恵子後援会	池田 智恵子	H27. 8. 3
市沢よしのり後援会	紅林 武志	H27. 7. 25
奥田けんじ後援会	奥田 憲二	H27. 8. 18
かない秀臣応援団	金井 秀臣	H27. 8. 20
小宮山洋子政策研究会	小宮山 洋子	H27. 8. 26
島田としお後援会	石川 篤	H27. 8. 10
田代よしひさ後援会	田代 芳久	H27. 7. 18
としま進の会	加藤 進	H27. 8. 13
なかの子どもたちの未来	奥田 憲二	H27. 8. 18
羽田次郎後援会	羽田 次郎	H27. 8. 12
ますぶち一孝後援会	皆川 史郎	H27. 8. 20
八木のぶなり後援会	八木 宣成	H27. 8. 14
山中邦彦後援会	川崎 博	H27. 7. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
前川 耀男	区長	前川あきお後援会	練馬区光が丘3-3-3	H27. 8. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩田 祐樹	岩田ゆうき後援会	主たる事務所 の所在地	八王子市上壱分方町 3 2 6 - 1 0	八王子市大楽寺町 4 0 6 - 3	H27. 7. 15
小沢 諭由	小沢ゆう後援会	主たる事務所 の所在地	大田区多摩川 2 - 7 - 2 2	杉並区成田東 5 - 3 9 - 1 1	H27. 8. 20

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 法19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
池田 智恵子	池田智恵子後援会	H27. 8. 3
加藤 進	としま進の会	H27. 8. 13
田代 芳久	田代よしひさ後援会	H27. 7. 18
羽田 次郎	羽田次郎後援会	H27. 8. 12
八木 宣成	八木のぶなり後援会	H27. 8. 14

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地
 フェローホームズ高松の 立川市高松町三丁目一番一号 家

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
民主党東京都第10総支部	松原 仁	大谷 洋子	豊島区池袋3-3-1	H27. 9. 17	○	衆議院議員
民主党東京都第14総支部	松原 仁	滝口 学	荒川区東日暮里4-2 0-7	H27. 9. 17	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
有田芳生を落選させる会	瀬戸 弘幸	有門 大輔	台東区東上野6-10 -7	H27. 9. 29
青梅の未来をつくる会	宮崎 精一	山崎 勝朗	青梅市今寺4-7-4	H27. 9. 10
温故知新・青梅の会	西村 雄太郎	宮崎 匡功	青梅市東青梅4-8- 1	H27. 9. 8
コアラ会(田中たくみ後援会)	田中 匠身	田中 房彦	渋谷区笹塚2-14- 4	H27. 9. 3
小峰陽一後援会	小峰 陽一	小峰 和子	西多摩郡奥多摩町氷川 311-1	H27. 9. 24
沢本みきお後援会	藤野 敏明	原島 英男	西多摩郡奥多摩町川井 647-1	H27. 9. 16
中央政経研究会	山田 久雄	関 政弘	中央区日本橋蛸殻町1 -25-4	H27. 9. 1
東京良風会議	田川 きよみ	中尾 浩規	大田区千鳥3-11- 19	H27. 9. 29
豊田孝次後援会	豊田 孝次	原島 ジェニ ファー	西多摩郡奥多摩町川井 175-1	H27. 9. 2
にとろ泰明後援会	二藤 泰明	宮本 剛志	新宿区西落合3-15 -2	H27. 9. 30
宮崎太朗後援会	宮崎 太朗	宮崎 匡功	青梅市東青梅4-8- 1	H27. 9. 8

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都渋谷区第二十九支部	佐藤 真理	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿4-4-2	渋谷区恵比寿4-9-5	H27. 6. 1
民主党東京都第9区総支部	松原 仁	主たる事務所の所在地	練馬区春日町4-18-8	練馬区中村北3-10-6	H27. 8. 31
		会計責任者の氏名	浅野 克彦	中井 啓之	H27. 8. 31
民主党東京都第15区総支部	松原 仁	主たる事務所の所在地	江東区森下1-5-5	江東区亀戸2-31-7	H27. 9. 24
		会計責任者の氏名	大澤 昇	田中 稔	H27. 9. 24

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の西東京を創る会	石田 秀世	会計責任者の氏名	児玉 一江	平井 勝	H27. 8. 10
坂本たけし板橋区長を囲む税理士後援会	安田 勝治	主たる事務所の所在地	板橋区大山東町30-9	板橋区清水町74-7	H27. 7. 22
		代表者の氏名	安田 勝治	川口 志朗	H27. 7. 22
佐藤まり後援会	佐藤 真理	主たる事務所の所在地	渋谷区恵比寿4-4-2	渋谷区恵比寿4-9-5	H27. 6. 1
市民自治こがねい	八木 香	主たる事務所の所在地	小金井市中町4-17-11	小金井市中町3-10-10	H27. 9. 16
杉並税理士政治連盟	平野 弘道	代表者の氏名	平野 弘道	澤登 寛	H27. 6. 17
		会計責任者の氏名	風間 治臣	奥田 よし子	H27. 6. 17
税理士による白眞勲後援会	酒寄 正行	主たる事務所の所在地	文京区本郷5-30-20	新宿区西早稲田2-20-5	H27. 9. 1
		代表者の氏名	酒寄 正行	関本 和幸	H27. 9. 1
田中美絵子を育てる会	田中 美絵子	主たる事務所の所在地	石川県金沢市有松3-8-7	江東区亀戸2-31-7	H27. 6. 23
東京精神科病院政治連盟	平川 淳一	代表者の氏名	平川 淳一	山田 雄飛	H27. 5. 27
		会計責任者の氏名	田邊 英一	平川 淳一	H27. 5. 27
東京税理士政治連盟	渡邊 文雄	代表者の氏名	渡邊 文雄	内藤 信子	H27. 9. 11
		会計責任者の氏名	鈴木 誠	伊東 晴俊	H27. 9. 11
都議会民主躍進の会	尾崎 大介	主たる事務所の所在地	調布市布田2-30-4	西東京市芝久保町3-6-23	H27. 9. 18
		代表者の氏名	尾崎 大介	石毛 泰道	H27. 9. 18

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）。以下

「法」という。第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日
東京都選挙管理委員会

二木たかゆき後援会	二木 孝之	会計責任者の 氏名	齊藤 敦	尾崎 大介	H27. 9. 18
		会計責任者の 氏名	二木 悦子	葛西 夕美子	H27. 9. 7
松丸誠後援会	松丸 誠	主たる事務所 の所在地	足立区弘道2-12-28	足立区足立3-4-12	H27. 9. 3

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
 ので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
 公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
維新の党衆議院東京都第17選挙区支部	高橋 美穂	H27. 6. 30
自由民主党東京都文京区第十八支部	山田 晶幸	H27. 9. 25

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
明るい東大和を築く市民の会	尾又 昌雄	H27. 8. 31
浅田たづ子と街づくりの会	浅田 多津子	H27. 8. 31
泉ちず子と街づくりの会	泉 千鶴子	H27. 8. 31
大沢ことえ友の会	大沢 言枝	H27. 8. 31
尾又正則後援会	尾又 正則	H27. 8. 31
杉村良一後援会	間野田 利雄	H27. 9. 14
練馬革新都区政をつくるみんなの会	菊池 紘	H27. 8. 10
橋本正男励ます会	橋本 正男	H27. 9. 10
文京区情報制度研究会（代表 江藤貴紀）	江藤 貴紀	H27. 9. 17
まえだ弘子と街づくりの会	前田 弘子	H27. 8. 31
吉野まさはる後援会	吉野 政晴	H27. 8. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小林 史明	衆議院議員	小林史明を育てる会	千代田区永田町2-2-1	H27. 4. 21
真山 勇一	参議院議員	ゆういちの会	調布市小島町3-15-34	H27. 9. 1
宮崎 太朗	市長	宮崎太朗後援会	青梅市東青梅4-8-1	H27. 9. 5

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
佐藤 真理	佐藤まり後援会	主たる事務所 の所在地	渋谷区恵比寿4-4-2	渋谷区恵比寿4-9-5	H27. 6. 1
田中 美絵子	田中美絵子を育てる会	主たる事務所 の所在地	石川県金沢市有松3-8-7	江東区亀戸2-3-1-7	H27. 6. 23
松丸 誠	松丸誠後援会	主たる事務所 の所在地	足立区弘道2-1-2-28	足立区足立3-4-1-2	H27. 9. 3

●東京都選挙管理委員会告示第百二十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
 し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
橋本 正男	橋本正男励ます会	H27. 9. 10

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浅田 多津子	浅田たづ子と街づくりの会	H27. 8. 31
泉 千鶴子	泉ちず子と街づくりの会	H27. 8. 31
大沢 言枝	大沢ことえ友の会	H27. 8. 31
尾又 正則	尾又正則後援会	H27. 8. 31
前田 弘子	まえだ弘子と街づくりの会	H27. 8. 31

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第423号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引けんいん免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

<p>う。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成28年2月1日(月曜日)から同月5日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p>	<p>平成28年1月12日(火曜日)及び同月13日(水曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年12月24日(木曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成27年12月29日、同月30日及び同月31日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p>	<p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(6717)3137 内線5283</p>																								
<p style="text-align: center;">公 告</p> <p style="text-align: center;">優良映画等の推奨について</p> <p>東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十七年十二月二十二日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">東京都知事</td> <td style="width: 30%;">外 添</td> <td style="width: 40%;">要 一</td> </tr> <tr> <td>推奨番号</td> <td>種類</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>四三二六</td> <td>映画</td> <td>栄光の背番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号3</td> <td>一般社団法人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>映画支</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>援協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>に育成する上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>で有益であると認める。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条</p>			東京都知事	外 添	要 一	推奨番号	種類	名称	四三二六	映画	栄光の背番		号3	一般社団法人			映画支			援協会			に育成する上			で有益であると認める。
東京都知事	外 添	要 一																								
推奨番号	種類	名称																								
四三二六	映画	栄光の背番																								
	号3	一般社団法人																								
		映画支																								
		援協会																								
		に育成する上																								
		で有益であると認める。																								

において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A C T たま

三 代表者の氏名

三浦 敬子

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市下連雀三丁目十二番二号 サンラックイ

ト一三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、たすけあいの理念に基づき、広く一般市
民を対象として、高齢になっても障がいをもつても自立
した個人として尊厳を守り生きていくことができる社会
を実現するために、指定居宅介護支援事業をはじめとし
て福祉、介護、まちづくりに関する相談及び調査事業、
権利擁護事業などを行い、福祉の増進と市民との協働に
よるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さつきファミリー

三 代表者の氏名

森川 雅志

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東一丁目三十番三号 TOKビル四F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に里親・里子に対して、
里親制度の普及・啓発及び推進に関する事業、里親・里
子についての相談及び支援に関する事業、保育及び育児
の支援に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域社
会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的
とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 F i n e

三 代表者の氏名

杉嶋 奈津子(松本 亜樹子)

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区木場六丁目十一番五号 サニーコーポ・
K二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、特に、不妊
体験をもっている男女に対して、不妊に関する情報交換
およびネットワーク構築事業、情報提供事業、啓発事業
カウンセリング事業を行なうことにより、不妊治療患者
が正しい情報に基づき、自分で納得して選択した治療を
安心して受けられる環境を整えること、また不妊体験者
が社会から孤立することなく、健全な精神を持ち続けら

れる環境を整えることにより社会貢献することを目的と
する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本翻訳者協会

三 代表者の氏名

K I N O S H I T A M A R I A N D A R R O W
(木下 マリアン)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目七番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、主として日本語・英語間の翻訳(以下、
翻訳には通訳を含めるものとする)に関する情報や意見
を交換する媒体と機会の提供を通じて、翻訳者の翻訳技
能の向上、本職業の地位の向上、本職業への理解の増進
をはかることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第
一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が
あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条
例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

<p>平成二十七年九月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポート</p> <p>三 代表者の氏名 佐々木 正一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区田端新町一丁目六番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民及び在留外国人に対して、高齢化の進む社会の中でシニア層の自立・互助をサポートし、地域社会における外国人との交流を通しての相互理解を深める、及び少子化社会における児童の健全な育成に関する事業を行う。又各ボランティア団体との連携を促進して活動の活性化を図る。これにより社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つばさ</p> <p>三 代表者の氏名 奥原 友美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区大森西四丁目十七番二十八号 加藤方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者(児)並びに高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の利益の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与</p>	<p>していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人STTCJapan</p> <p>三 代表者の氏名 澤村 博</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木四丁目二十二番二号 東建参宮橋マンション一〇一号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域のアスリート、市民、子どもたち、身体障がい者など、広く一般市民に対し、陸上競技の技術支援や国際交流、スポーツを通じた環境教育活動、陸上競技会の企画運営等の事業を通して、アスリートや各種競技の指導者の養成ならびに地域スポーツの活性化や市民の国際交流、自然環境の改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日垂経済発展促進センター</p> <p>三 代表者の氏名 平山 良三</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都青梅市東青梅一丁目七番七号 清水ビル二階</p>	<p>野村事務所</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は日本の企業、投資家、行政府とアジア諸国(殊に中国産業界企業・団体、投資家)の企業、投資家、学会研究会、行政府に直接交流の場を提供し、円滑な経済活動と有意義な成果の創出を目指すことにより日中、日垂諸国との友好関係の深化促進を目的としております。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人江東豊洲子育て&母乳育児を支援する会</p> <p>三 代表者の氏名 水野 克巳</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区豊洲五丁目一番三十八号 昭和大学江東豊洲病院九階 総合医局内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、育児中の両親または、これから親となる男女への適切な育児情報の発信、医療従事者への母乳育児の正しい知識取得、伝達方法の向上のための啓蒙活動、子育て・母乳育児がしやすい社会の仕組みづくりのため企業や自治体への働きかけを講演、ウェブサイト、イベント、著作等を通して行い、充実した母乳育児の経験者を増やし、育児の楽しさを社会全体で認識し最終的には一般市民を対象として、ひいては少子化対策にも有効な</p>
---	---	--

「子育て中の母親が笑顔でわが子と向き合える社会」の実現を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舛添 要一

一 名称

特定非営利活動法人日本NPOセンター

二 代表者の氏名

早瀬 昇

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町二丁目二番一号 新大手町ビル

二四五

四 認定の有効期間

平成二十七年十二月十日から平成三十二年十二月九日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市柏町五丁目三番三十一号 新宿区西新宿二丁目四番一

住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

東京都知事 舛添 要一

一 店舗名

(仮称)立川市羽衣町一丁目計画

二 店舗所在地

立川市羽衣町一丁目八十八番地一ほか

三 設置者名

三井住友ファイナンス&リース株式会社

四 意見

ア 聴取者

立川市長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十七年十二月七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年12月22日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 世田谷区

2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年12月4日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都世田谷区北沢二丁目	977番14 978番25	宅地	0.04 24.66 m ²	0.04 24.66 m ²	0.04 24.66 m ²	足立 容子 (持分6分の1)	東京都港区南青山五丁目12番3-404号	廣田 天佑 (準共有持分3分の2)	東京都世田谷区上北沢三丁目34番13号	借地権	
						足立 万佐彦 (持分6分の1)	東京都渋谷区神宮前五丁目1番16号	大塚 曾乃子 (準共有持分864分の12)	栃木県宇都宮市中央本町2番3号	借地権	
						吉川 和男 (持分3分の1)	東京都新宿区信濃町18番地ブイラローザ2F	中村 秀雄 (準共有持分864分の12)	埼玉県朝霞市宮戸二丁目7番38号	借地権	
						関川 静枝 (持分3分の1)	東京都新宿区西新宿四丁目21番13号	石原 莞爾 (準共有持分864分の12)	神奈川県中郡大磯町高麗二丁目7番9号	借地権	
								山脇 龍幸 (準共有持分864分の8)	高知県高知市神田207番地県営住宅船岡南団地1-1	借地権	
								谷岡 秀男 (準共有持分864分の8)	高知県高知市小石木町215番地6	借地権	
								浦田 尋 (準共有持分864分の6)	東京都練馬区南大泉三丁目29番20号鈴和ハイッ105	借地権	
								池田 尋子 (準共有持分864分の6)	埼玉県鴻巣市赤見台一丁目2番8-206号	借地権	

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	採用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
						望月 巖 (準共有持分 864分の6)	東京都江戸川区 南小岩八丁目5番 6号	望月 巖 (準共有持分 864分の6)	東京都江戸川区 南小岩八丁目5番 6号	借地権	
						海野 芳子 (準共有持分 864分の6)	静岡県伊東市湯 田町3番30号	海野 芳子 (準共有持分 864分の6)	静岡県伊東市湯 田町3番30号	借地権	
						中村 隆之 (準共有持分 864分の6)	東京都板橋区小 茂根三丁目8番8 号	中村 隆之 (準共有持分 864分の6)	東京都板橋区小 茂根三丁目8番8 号	借地権	
						中村 繁之 (準共有持分 864分の6)	東京都練馬区富 士見台二丁目15 番6号	中村 繁之 (準共有持分 864分の6)	東京都練馬区富 士見台二丁目15 番6号	借地権	
						澤山 和子 (準共有持分 864分の3)	京都府京都市伏 見区石田内里町 14番地市営住宅 石田西団地9-202	澤山 和子 (準共有持分 864分の3)	京都府京都市伏 見区石田内里町 14番地市営住宅 石田西団地9-202	借地権	
						倉田 幸子 (準共有持分 864分の48)	東京都世田谷区 尾山台一丁目1番 17-209号	倉田 幸子 (準共有持分 864分の48)	東京都世田谷区 尾山台一丁目1番 17-209号	借地権	
						廣森 滋子 (準共有持分 864分の48)	千葉県東金市東 金1014番地	廣森 滋子 (準共有持分 864分の48)	千葉県東金市東 金1014番地	借地権	
						中村 建一 (準共有持分 864分の48)	東京都世田谷区 北沢二丁目10番 15-806号	中村 建一 (準共有持分 864分の48)	東京都世田谷区 北沢二丁目10番 15-806号	借地権	

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年十二月二十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

四七〇六 有限会社 逸見 昭三 調布市仙川 平成二十二年九月十三番地二 十四日

工業 三晃設備 町一丁目二 十六

六六三八 ウチダ設 内田雄二郎 立川市錦町 平成二十三年十月三丁目八番 三十日

備 三 一号 五〇

九九五 株式会社 高野 利幸 世田谷区代 同月三十日

高野商会 高野 利幸 沢四丁目三 十九番二号

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代) 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 七〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

